

# 財政學

佐藤 進 著

# 財 政 学

佐 藤 進 著

税 務 経 理 協 会

## 著 者 略 歴

1926年 東京生まれ  
 1947年 東京大学経済学部卒業  
 1959年 武蔵大学経済学部教授  
 1977年 東京大学経済学部教授  
 現 在 東京大学教授，武蔵大学講師  
 著 書  
     「現代財政政策論」時潮社，1964年  
     「近代財政の成立過程」東京大学出版会，  
     1965年  
     「日本財政の構造と特徴」東洋経済新報社，  
     1966年  
     「現代税制論」日本評論社，1970年  
     「付加価値税論」税務経理協会，1972年  
     「地方財政・税制論」税務経理協会，1973年  
     「要説・日本の財政」東洋経済新報社，1979年  
     「戦後税制史」（共著）税務経理協会，1979年  
 現住所 東京都中野区中央 5—10—21

著者との契約により検印省略

1033-0152-3911

昭和51年11月20日 初版発行  
 昭和54年11月1日 初版第4刷

## 財 政 学

定 価 2,200円

|       |           |
|-------|-----------|
| 著 者   | 佐 藤 進     |
| 発 行 者 | 大 坪 半 吾   |
| 整 版 所 | 音羽整版株式会社  |
| 印 刷 所 | ミ ノ ル 印 刷 |
| 製 本 所 | 株式会社三森製本所 |

発 行 所 東 京 都 新 宿 区 株 式 税 務 経 理 協 会  
           下落合2丁目5番13号 会社

郵便番号 161 振替 東京 9-187408 電話 (03) 953—3301 (代表)

乱丁・落丁の場合はお取替いたします。

© 佐藤 進 1976

本書の内容の一部又は全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者及び出版社の権利侵害となりますので、コピーの必要がある場合は、予め当社あて許諾を求めて下さい。

## まえがき

現代経済の諸問題は、政府の財政活動に関する基礎知識なしにはわからないようになってきている。それだけ政府の財政活動の重要性が増大してきているわけであり、それに応じて財政学研究の重要性もたかまっている。

著者はいまから30年ほど前に、財政学研究の道に入ったが、いまふりかえってみて、昭和21～22年当時のインフレーションが財政学に関する関心の動機となったように思う。大内兵衛教授の財政学講義を聴講し、またそのゼミナールに加えていただいたことが、その後の財政学研究のきっかけとなっている。もっとも著者の財政学研究は、必ずしもそのものとしてストレートに進んだものでなく、最初は財政史研究、ついで西ドイツ財政政策研究、日本財政の国際比較研究、そして現代税制論といった形で、財政学の個別研究分野をわたり歩いてきた。

財政学のテキストを書くようにという依頼を税務経理協会の宮下克彦氏より受けたのは、数年前であるが、著者にはかねてから教科書を書くのは50歳位になってからという気持ちがあり、長い間承諾を引きのばしてきた。その間、『付加価値税論』および『地方財政・税制論』の2つの研究書について出版の便宜をはかっていただいた。

財政学の標準的テキストには、巻末の基本文献案内でも示したように、多くの良書があり、著者の研究もこれらのすぐれた先学の業績に負うところが多い。ただ科学の他の多くの分野においても同じことと思うが、学者の基本的な視野は、その人の置かれた時代的背景に大きく制約される。財政学が対象とする財政現象の歴史的変化はいうまでもなく、財政学なる学問そのものも大きく変貌して現在にいたっている。

本書はこうした新しい財政現象と新しい財政学の発展をできるだけ取り

入れ、これを批判的に解明することをねらっている。本書の材料は、この一兩年大学で行ってきた講義案であり、本にまとめるにあたっては、一般の読者にも理解できるようできるだけ平明明快な説明を加えることに心を配った。

財政学研究の30年が本書にどのように集約されているかは、読者の判断をまつほかない。しかし財政学は応用経済学の一部としてきわめて実践的な学問であり、またやりがいのある学問分野であることは事実であり、またそのような気持ちをもって本書を執筆したが、読者にわかってもらえれば幸いである。

もちろんひとりよがりのところや、考えのいたらぬ点も多いと思われるので、大方の叱正をえて、より立派な批判にたえる財政学の確立のため努力したい。そしてこれが、はかりしれぬ学恩を受けた恩師、そして先輩、同学の人々に報いる道であると信ずる。

最後に、本書の出版にあたりいろいろ実務的な協力をえた税務経理協会の定岡久隆氏と佐伯斉氏に感謝の辞を述べて本書のまえがきとしたい。

1976年10月

増刷にあたって、字句修正のほか、内容的訂正を必要とすると思われる箇所について、最小限の改訂を行ったことを記しておきたい。

1977年11月

佐 藤 進

## 目 次

まえがき

## 第1部 財政と財政学

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 第1章 財政と財政民主主義 .....                        | 3  |
| 1 財政とは何か .....                             | 3  |
| 2 市場経済と国家経済 .....                          | 4  |
| 3 財政民主主義 .....                             | 9  |
| 第2章 近代財政の展開 .....                          | 12 |
| 1 近代財政と重商主義・自由主義財政 .....                   | 12 |
| 2 自由主義の財政思想——古典学派の財政論 .....                | 15 |
| 3 帝国主義財政と高価な政府への変貌 .....                   | 17 |
| 4 帝国主義の財政思想——社会政策学派＝<br>歴史学派＝正統派の財政学 ..... | 19 |
| 第3章 現代の財政と財政思想 .....                       | 23 |
| 1 現代財政の傾向 .....                            | 23 |
| 2 フィスカル・ポリシーの思想 .....                      | 27 |
| 3 公共経済学と財政学 .....                          | 31 |
| 第4章 財政学の方法 .....                           | 38 |
| 1 従来の財政学 .....                             | 38 |
| 2 社会科学としての財政学 .....                        | 39 |

|          |    |
|----------|----|
| 3 財政学の方法 | 41 |
|----------|----|

## 第2部 予 算

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第5章 予算と予算原則               | 47 |
| 1 予算の意義                   | 47 |
| 2 古典的予算原則                 | 49 |
| 3 古典的予算原則の修正              | 53 |
| 第6章 フィスカル・ポリシーと予算         | 58 |
| 1 景気政策的予算運営の問題点           | 58 |
| 2 フィスカル・ポリシーと自動安定装置       | 61 |
| 3 西ドイツの経済安定・成長促進法         | 64 |
| 付論 予算政策の基準——完全雇用予算と景気中立予算 | 68 |
| 1 完全雇用(余剰)予算の考え方          | 68 |
| 2 景気中立予算の提案とその意義          | 70 |
| 第7章 財政計画と予算               | 73 |
| 1 長期財政計画の登場               | 73 |
| 2 財政計画と予算                 | 76 |
| 3 長期財政計画の問題点              | 79 |
| 第8章 PPBS                  | 83 |
| 1 予算についての新しいアプローチ         | 83 |
| 2 PPBSの概要と問題点             | 86 |

## 第3部 経費（政府支出）

|                  |     |
|------------------|-----|
| 第9章 経費の意義と経費膨脹法則 | 93  |
| 1 経費の意義          | 93  |
| 2 ワグナーの経費膨脹法則    | 96  |
| 3 経費膨脹法則の現代的解釈   | 98  |
| 4 現代資本主義と経費膨脹    | 102 |
| 第10章 経費の性質と分類    | 106 |
| 1 生産的経費と不生産的経費   | 106 |
| 2 経費の分類基準——伝統的区分 | 108 |
| 3 経費の経済効果による区分   | 110 |
| 4 公共財理論とその適用     | 113 |
| 第11章 費用便益分析      | 118 |
| 1 費用便益分析とその発展    | 118 |
| 2 公共投資基準         | 120 |
| 3 費用便益分析の利用可能性   | 122 |
| 4 費用便益分析の問題点     | 124 |

## 第4部 租 税

|                  |     |
|------------------|-----|
| 第12章 租税論の課題      | 129 |
| 1 租税の本質と目的       | 129 |
| 2 租税の根拠——利益説と義務説 | 130 |
| 3 租税の転嫁・帰着       | 133 |

|      |                      |     |
|------|----------------------|-----|
| 4    | 租税原則と課税の公平 .....     | 137 |
|      |                      |     |
| 第13章 | 所得税 .....            | 142 |
| 1    | 所得概念 .....           | 142 |
| 2    | 所得税と給付能力課税(その1)..... | 143 |
| 3    | 所得税と給付能力課税(その2)..... | 146 |
| 4    | 負の所得税.....           | 150 |
|      |                      |     |
| 第14章 | 法人税 .....            | 158 |
| 1    | 法人税の基本的しくみ .....     | 158 |
| 2    | 法人所得と法人税率 .....      | 162 |
| 3    | 法人税の転嫁.....          | 167 |
| 4    | 法人税の根拠.....          | 170 |
|      |                      |     |
| 第15章 | 付加価値税 .....          | 174 |
| 1    | 付加価値税の基礎理論 .....     | 174 |
| 2    | EC型付加価値税 .....       | 177 |
| 3    | 付加価値税の経済効果 .....     | 182 |
| 4    | 付加価値税の転嫁 .....       | 186 |
|      |                      |     |
| 第16章 | 資産課税(財産税) .....      | 189 |
| 1    | 資産課税の諸形態 .....       | 189 |
| 2    | 相続税・贈与税の理論と実際.....   | 191 |
| 3    | 富裕税の理論と実際 .....      | 195 |
| 4    | 富の分配と資産課税の必要 .....   | 198 |

## 第5部 財政と金融

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 第17章 財政金融論の課題         | 205 |
| 1 財政学と金融論             | 205 |
| 2 財政の金融的側面            | 207 |
| 3 財政金融一体化——政府と中央銀行の関係 | 209 |
| 4 財政金融のポリシー・ミックス      | 213 |
| 第18章 国家信用・政策金融        | 217 |
| 1 補助金としての国家信用         | 217 |
| 2 政策金融と補助金・租税特別措置     | 220 |
| 3 わが国の政策金融の特性         | 224 |
| 第19章 公債と公債政策          | 228 |
| 1 公債の意義               | 228 |
| 2 公債原則論の展開            | 231 |
| 3 公債負担論の状況            | 236 |
| 4 公債管理政策              | 240 |
| 5 現代公債政策論の方向          | 242 |
| 第20章 インフレーションと財政政策    | 247 |
| 1 インフレーションと財政金融       | 247 |
| 2 インフレ対策としての財政政策      | 251 |
| 財政学基本文献案内             | 259 |
| 索引                    | 265 |

## 第1部 財政と財政学



# 第1章 財政と財政民主主義

## 1 財政とは何か

財政とは何かは、おそらく本講義の最終段階において明らかになるであろう。ここではまず、**財政をあらわす外国語について**みると、財政は、英語では public finance、ドイツ語では öffentliche Finanzwirtschaft、フランス語では finances publiques というのがふつうのいい方である。ファイナンスというのは、「貨幣に関すること」という意味で、これに公的という意味でのパブリックを冠したのが、財政である。かくて、財政とは、公共団体の貨幣に関することである、という規定がでてくる。

財政の概念をふつう用いられている定義についてみると、次のとおりである。

「財政とは、国家または公共団体の経済である」。

「財政とは、国家または公共団体の政治の物質的基礎である」。

「財政とは、国家または公共団体の政治と経済の媒介項である」。

これらのうち、第1のものがもっともひろく用いられているものである。そこでこの定義に即してやや詳しくみると、ここでは国家とは何か、経済とは何かがまず問題となる。

国家はふつう公共欲望の充足や公共福祉の実現の機関とされる。財政学を体系化したドイツの学者は、多くこの見解をとる。しかし国家は、その本質に即してみれば、支配関係の維持のための機関であり、この支配のための権力体であるといった方が真実に近い。公権力が国家のメルクマールであり、この公権力のあらわれを政治とよぶならば、財政はこの政治を支

#### 4 第1部 財政と財政学

えるものなのである。

次に、経済とは何か。ごく一般的に規定するなら、人間の生活に必要な財貨・サービスの生産と消費、その再生産をめぐる活動である。財政は、国家の存立に必要な財貨・サービスをめぐる活動であるという意味で、国家の経済である。しかし国家経済は、市場経済によって組織される民間経済と異なるが、そのちがいの最大のものは、国家は財貨・サービスを調達はあるが、原則として生産はしないということである。国家経済は、民間経済の果実を権力的に獲得することによって成立する消費経済、という基本的特徴をもつ。

資本主義経済の発展にともなって、財政の役割も大きく変化していることは無視できない。単純な消費経済としての国家経済から、国民経済に還流する支出が増大する国家活動増大の段階へ、そしてさらに国家が生産過程そのものにまで介入し、あるいは国家自体が私経済活動を営み、国民経済の不可欠の構成要素となる局面へと発展して現代にいたっている。このような歴史的発展はあるにせよ、財政の基本的特徴が、私経済を基礎とする国民経済への外部からの権力的参加にある、という点を否定することはできない。

## 2 市場経済と国家経済

われわれが住んでいる社会は、資本主義社会であり、ここでは市場経済秩序が支配している。市場経済秩序は、私有財産制と競争による利益の追求を基本とし、価格メカニズムにより需要・供給を調整する。これに対し、国家経済または財政がその1つである共同経済は、財貨・財産の公有、私有の規制そして私有財産への参加の形で、自らの需要を充足する。競争経済に対応するのが、中央指導による計画経済であり、これにより国家経済（財政）は、市場経済の誘導・その弊害の是正を行うものとして機

第1-1表 経済組織の構成原理

| 区 分      | 市 場 経 済                                                                                           | 国 家 経 済                                   |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 1 組織形成原理 | 市場参加者の利害関係による結合・報償原理の支配・ゲゼルシャフト(利益社会)                                                             | 共同体需要充足のための結合・犠牲原理の支配・ゲマインシャフト(共同社会)      |
| 2 社会意識原理 | 利己心・個人主義                                                                                          | 公共心                                       |
| 3 所有形態   | 生産手段と財貨の私有・私有財産制                                                                                  | 公有・私有規制・私有財産への参加                          |
| 4 経済運営原理 | a 企業——利潤原理・第1義の経済性原理・費用損益計算・複式簿記使用・価格シグナルによる経済の自動的調整<br>b 家計——需要充足原理・第2義の経済性原理・費用損益計算欠除・現金勘定・消費経済 | 需要充足原理・第1義および第2義の経済性原理・費用損益計算欠除・現金勘定・消費経済 |
| 5 全体構造   | 競争経済・市場による需給調節・独占の弊害・景気変動                                                                         | 中央指導による部分的計画経済・市場経済の誘導・市場経済の弊害の是正         |

H. Ritschl, Marktwirtschaft und Gemeinwirtschaft, 1973, より作成。

能する、というのがリッチェルの説である。

いまこのリッチェルの説を一覧表の形で示し、市場経済と国家経済（彼は共同経済 Gemeinwirtschaft とよぶ）の相違点を検討することにした。リッチェルは、市場経済と公共経済の相違という問題を一生の課題として追究しているドイツの財政学者である。1931年刊の『共同経済と資本主義的市場経済』 Gemeinwirtschaft und kapitalistische Marktwirtschaft がもっとも有名であり、これは「二元組織論としては、もっとも典型的、徹底的なもの」と評されている（木村元一『近代財政学総論』27頁）。私のあげた第1-1表は、彼が40余年後に同一主題について取り上げたものをまとめたものである（旧著と本書とのちがいについては、ここではふれないこととするが、

## 6 第1部 財政と財政学

基本的見解は全くかえていないように思われる)。

リッチェルによれば、市場経済組織の典型的なものは、企業および家計であり、共同経済組織の典型的なものは、国家および地方公共団体である。組織形成原理のちがいは、市場経済の場合は、市場参加者の利害関係による結合で、社会学者F・テンニースのいう利益社会(ゲゼルシャフト)であるのに対し、共同経済の場合は、共同体の需要充足のための組織的結合で、これは共同社会(ゲマインシャフト)である。前者は給付反対給付の形での報償原理(対価支払いの原理)が基本であるのに対し、後者は共同体のためにする個人の犠牲原理が支配するとみる。この考え方に対しては、当然国家を共同体とみる“幻想”に対する批判、そして国家経済の原理を、犠牲原理でなく強制原理であるとみる立場からの批判がありうる。社会意識原理について、利己心と公共心を対比させ、国家経済の場合公共心(Gemeinsinn)が支配するとみる見解に対しても、同様な立場からの批判があろう。

さらに重要な論点は、市場経済が私有財産制に立脚するのに対し、共同経済の場合は、公有財産を基礎とし、私有規制、私有財産への参加の形で市場経済を規制するとみている点である。生産手段の私有にともなう弊害の是正が、彼のいう「自由社会主義」freiheitlicher Sozialismusによりどれだけ達成できるか疑問といわねばならない。

経済運営原理が、共同経済の場合、経済性原理をともなった需要充足原理であるという指摘は、一般に受け入れられているとみてよからう。国や地方公共団体の予算編成においては、費用損益計算が欠除し、現金勘定を基礎とすること、国家経済(財政)は本質的には消費経済であるという指摘もそのとおりに思われる。市場経済組織の代表例を、企業と私家計にわけた場合、国家経済が私家計運営の原理と比較的類似していることは、現実の財政運営の姿から首肯できる。なおここでリッチェルは、第1義の経

済性原理（最小の支出で所与の目的を達成すること）と、第2義の経済性原理（所与の手段・資金で最大の成果を達成すること）をわけている。第1義の経済性は企業に、第2義の経済性は私家計にあてはまる一方、国家経済の場合は両者の経済性原理があてはまるとするのであるが、この区別は同一原理の2つの側面をあらわしたもので、区別自体にあまり意味はないとみてよい。

リッチェル説に対する最大の批判は、市場経済を競争経済、国家経済を計画経済と区別するそのやり方にむけられている。市場経済は競争経済原理を基本とし、市場メカニズムによって個別経済主体の需給を調達する。これに対し、リッチェルによれば、国家経済は中央指導による「部分的計画経済」(partielle Planwirtschaft)であり、市場経済の誘導を行う。こうした二元組織論に対しては、国家経済を市場経済とは異なった原理に立ち、市場経済と対立した別箇の経済組織とみるのは誤りであって、「あくまでも資本主義的近代経済たる国民経済を構成する一要素」とみるべきであるという考え方がある。そこで国家経済は「企業および家計と並んで、市場経済・貨幣経済に織り込まれたものであり、究極においては市場経済法則の埒外にあるものではない」ということになる（鈴木武雄『近代財政金融』24頁）。国家経済の基本特徴を計画経済——リッチェルは、国民経済の一部にしか及ばないという意味で「部分的計画経済」という概念を用いているが——とする考え方についても、この種の計画性は国家経済に限られず、「各企業・各家計も、個別経済としては、やはり国家経済とおなじ性質の計画性をもっている」と批判されている（木村元一、前掲書30頁）。

もっともこれらの論者も、国家経済が公権力を背景とし、市場経済法則に制約されぬ経済活動をなしうる一定の領域をもっていることを否定しない。国家経済（財政）が市場経済法則をはなれるのは、租税徴収の面においてももっとも明らかである。租税は公権力体が、民間経済からなんら特別